

平成
24年度

予算および事業計画が決定しました。

組合会報告 (2月24日開催)

健康保険組合を取り巻く環境は、景気停滞と超円高の継続による事業主業績の低迷で保険料収入が伸び悩む中、医療の高度化と高齢者の増加による医療費の着実な増加、更に高齢者医療制度での支援金等の過重な負担の拡大で厳しさを増すばかりです。

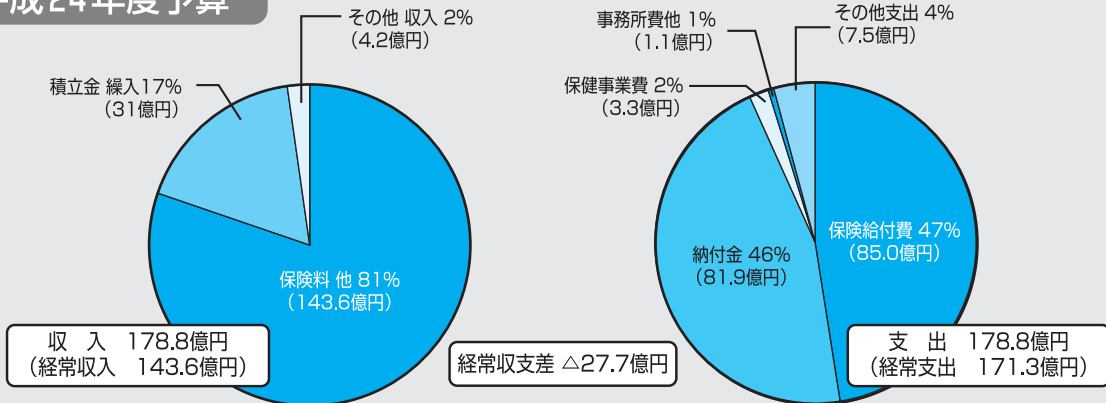
このような状況の中、マツダ健保の財政運営も大変厳しく平成19年度から赤字財政が続いており、平成22年度に保険料率を8.3%にアップしたにも拘らず、平成23年度も経常収支で約17億円の赤字となる見通しです。平成24年度も支援金の拡大で現在の保険料率8.3%のままでは、約27億円の赤字が見込まれます。この赤字額を解消するには保険料率のアップが必要ですが、事業主の経営状況等を考慮すると保険料率のアップは難しいと判断し、平成24年度は別途積立金を取り崩して対応し、保険料率は8.3%を据え置くことといたしました。

平成25年度は別途積立金を全額取り崩しても経常収支の赤字額を補填できないため、大幅な保険料率アップの実施が不可避の状況です。具体的なアップ率については、来年の予算組合会で提案し審議いただく予定です。

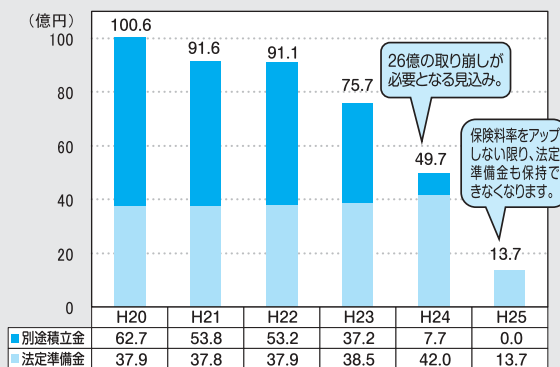
このように厳しい状況にあるため、付加給付制度の一部を平成24年度から廃止することになりましたのでご了承ください。(詳細次ページ)

今後も、皆さまの健康維持・増進を第一に考えながら、財政健全化に向けても、保険給付適正化対策の推進や保健事業を含め全ての領域での費用削減に努めてまいりますので、引き続きのご理解とご支援をお願いいたします。

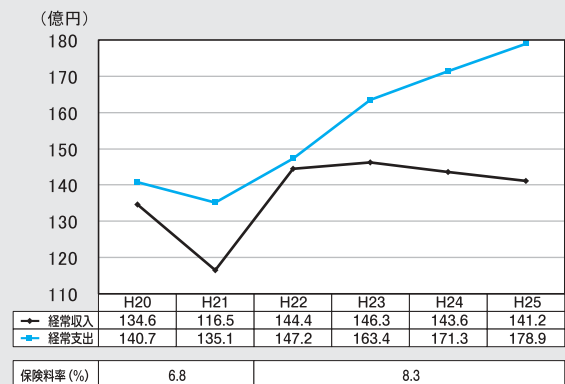
平成24年度予算



積立金の推移 (保険料率8.3%を継続すると仮定)



経常収入と経常支出の推移 (保険料率8.3%を継続すると仮定)



年度	保険料率 (%)
H20	6.8
H25	8.3

平成24年度の主な事業



●病気の予防のために…

1. 健診事業

《被保険者の方へ》

30・35歳および40歳以上を対象に、事業主と共同でがん検診も含めた健診を実施。

《被扶養者の方へ》

40歳以上を対象に、被保険者と同じ内容の「家族健診」、または平成20年度より法令で義務づけられた「特定健診」のいずれかを実施。(対象者のご自宅に健診案内を送付。)

2. 24時間電話健康相談

3. 高齢者訪問健康指導 (63歳以上のご家族を対象)

●保健指導・PRのために…

1. 特定保健指導の推進

2. 機関紙「やすらぎ」の発行(年2回)

3. 育児情報誌：月刊「赤ちゃんとママ」を新生児誕生家庭に無償配布

4. 事業主との共同保健事業

メンタルヘルス対策の強化など加入事業所の事業を支援。

5. 医療費通知(年3回)・高額減額査定通知およびジェネリック医薬品自己負担軽減額通知の発行

6. ホームページを活用した情報提供

●加入者の負担軽減のために…

1. 付加給付制度：延長傷病手当金付加金(傷病手当金の支給期間1年6ヵ月終了後に9ヵ月間延長して支給)

●その他

1. 被扶養者現況確認調査の実施(平成24年7月実施予定)

2. 医療費分析の実施と施策の検討・実施

その他の決定事項

■平成24年度介護保険料の料率変更について (介護保険対象は40～64歳のみ)

介護保険料率は単年度見直しを原則としています。平成24年度の介護納付金(介護保険事業の財源として国に納付する健保組合負担額)の支払いにあてるための保険料率を、次のとおりとします。

(1000分率)	現行	平成24年3月分 (4月給与控除)より
事業主負担	6.0	6.8
被保険者負担	6.0	6.8
計	12.0	13.6

4月から健康保険のココが変わります！

付加給付制度が一部廃止になります。(平成24年4月受診分より)

病気やケガで高額な医療費がかかった時、医療費の一部を自己負担していますが、この自己負担額が一定の額を超えたときには、超えて支払った分は「高額療養費」として払い戻される法定給付制度があります。

(詳しくはマツダ健保ホームページ「高額な医療費がかかったとき」をご参照ください。)

付加給付種別	現行	改正後
一部負担還元金		
訪問看護療養費付加金	高額療養費を除いた医療費自己負担額から30,000円を控除(100円未満切捨)した額	廃止
家族訪問看護療養費付加金		
家族療養費付加金		
合算高額療養費付加金		

(医療費自己負担額 - 高額療養費 - 30,000円 = 付加給付)

さらに、マツダ健保組合では付加給付として高額療養費を除いた医療費自己負担額から30,000円を控除(100円未満切捨)した額を原則、受診月の3ヵ月後に申請されなくても自動給付していました。

この付加給付制度が、平成24年4月受診分より廃止になります。

「限度額適用認定証」が現行の入院診療に加え外来診療にも拡充されます。(平成24年4月診療分より)

これまでの高額療養費の仕組みでは、入院時のみ、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合、「健康保険限度額適用認定証」を窓口に表示すれば、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなりましたが、今後は外来診療にも拡充されます。

※「健康保険限度額適用認定証」の申請書類はマツダ健保のホームページからダウンロードできます。



ジェネリック医薬品を活用しましょう



お薬代が安くなります！

ジェネリック医薬品の効き目と安全性は新薬と同等で、価格は新薬の約2～7割で割安です。特に高血圧や糖尿病など、長期にわたり薬を服用する人は大幅に薬代を減らすことができますので検討してみてください。

ジェネリック切替案内「ジェネリック医薬品利用促進のお願い」を送付しています！

平成24年1月に、ジェネリック医薬品に切替可能な対象者の方に「ジェネリック医薬品利用促進のお願い」をお送りしております。

今後も発行は継続しますので、この通知書が届いた方は、内容を参考にし医師や薬剤師に相談しましょう。また、通知書が届いていない方でも受診時に医療機関の窓口に、診察券と一緒に「お願いカード」を提示しましょう。



ジェネリック医薬品「お願いカード」はマツダ健保のホームページからダウンロードできます。

今回の対象者

- ・年齢が30歳～74歳
- ・平成23年10月に通院治療をされた方
- ・主病名(マツダ健保で医療費が高い疾患)
 - 呼吸器系の疾患
 - 循環器系の疾患
 - 内分泌・栄養及び代謝の疾患
 - 消化器系の疾患
 - 筋骨格系及び結合組織の疾患
 - 腎尿路生殖器系の疾患

見本

735-0028
広島県安芸郡府中町新地3-1

ジェネリック医薬品利用促進のお願い

健保 花子 様

記号・番号 1・123456
被保険者名 健保 太郎 様

平成23年10月処方分をジェネリック医薬品に切り替えた場合
約 **1,329** 円削減可能です！

医療機関名・調剤薬局名	ご負担金額	削減可能負担額
●●●病院	2,976	1,086
●●●薬局	588	243
	0	0
	0	0
	0	0
合計	3,564	1,329

この通知は、当該年分の処方箋薬品について、同一成分のジェネリック医薬品とジェネリック医薬品に切り替えた場合の削減可能金額を念頭に作成しております。
(金額は、処方処置等の関係で異なる場合があります。)
なお、ジェネリック医薬品への切り替えについては、薬剤又は薬剤師にご確認ください。

処方した医療機関・(調剤)調剤薬局 (処方)処方された医薬品	処方された医薬品		メーカー名
	ジェネリック医薬品に切り替えた場合 薬価	削減可能額	
●●●病院 院内処方 (処方)ペントサ錠500mg	8,918	2,976	
★メサラジン錠500mg「SN」	5,265	1,580	●●●製薬
★メサラジン錠500mg「DK」	5,705	1,712	▲▲製薬
★メサラジン錠500mg「ケミア」	6,174	1,853	■製薬
▲▲製薬 ●●●薬局 (処方)フロモックス錠100mg	828	278	
★(局)セファペンシロキシル塩酸塩錠100mg「CH」	642	193	●●●製薬
★(局)セファペンシロキシル塩酸塩錠100mg「TC」	642	193	▲▲製薬
★(局)セファペンシロキシル塩酸塩錠100mg「サワ」	642	193	■製薬
(処方)ポントールカプセル250mg	144	44	
★マイカサルカプセル250mg	81	25	●●●製薬
★イリトリールカプセル250mg	81	25	▲▲製薬

『医療費通知書』と『領収書』を確認してください！

(平成23年8月～平成23年11月診療分)を配布しました。(平成24年2月下旬)

マツダ健保では、皆さまが医療機関等にかかれたときの医療費を一覧表にして、4ヵ月ごと(2月・6月・10月下旬)に配布しています。

領収書と照合するなどして記載内容に誤りがないかをよく確認していただき、万一ご不審な点などありましたら、健保組合までお気軽にお問い合わせください。

(電話 082-287-4644 内線 22860～22865)



クローズアップ

医療機関の不正請求！

厚生労働省によると、平成22年度の医療機関等への指導・監査の実施件数は4,220件(対前年度469件増)と大きく増加しており、不正請求等により返還を求めた診療報酬総額は43.4億円にもものぼっています。また、不正請求判明のきっかけは「保険者等からの通報」が半数以上を占めています。

この度、マツダ健保でも被保険者からの情報提供(領収書添付)により保険医療機関へ不正請求額約33万円の返還請求を行い、返納されました。

被扶養者の資格抹消手続きを忘れていませんか！

ご家族の生活環境に変化がある時季になりました。就職・勤務形態の変更による収入増加・別居などで、健康保険被扶養者としての資格がなくなったときは、すみやかに（原則5日以内）抹消の手続きをお願いします。

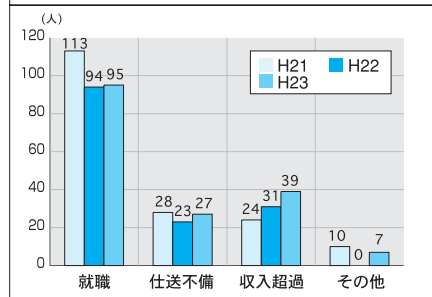
被扶養者資格調査の結果状況

年に1回実施している被扶養者資格調査の結果をみると、毎年150人前後の抹消者が出ており、「**就職による抹消届出忘れ**」が、全体の約60%を占めています。就職先から保険証を交付されたら、すみやかに抹消届の提出をお願いします。

※今年も7月に被扶養者資格調査を予定しています。ご協力をお願いします。

【調査対象】平成22年12月31日以前に認定された被扶養者で、満20歳以上74歳以下の方。但し、税法上の控除対象配偶者を除きます。

被扶養者資格調査により判明した抹消理由の推移



Q 交通事故によるケガの治療に健康保険は使用できますか？

A 使用できます。（健保組合への届け出が必要）但し、業務上や通勤途上の場合は労災保険の対象になります。

交通事故の被害にあったとき等は…

■すぐに健保組合に届け出る

自動車事故での被害など、第三者の行為によって病気やケガをして健康保険で治療を受けたら、必ず健保組合へ「第三者行為による傷病届」を提出してください。

このような場合、健保組合は被害者の損害賠償請求権を代位取得し、一旦医療費を立て替え払いした後、相手側の加入している損保会社（自賠責・任意保険）が相手側に対して過失割合に応じて請求します。

■示談は慎重に

示談後も健康保険の給付を受けられるかどうかは、示談の内容によって決まりますので、示談にする場合は、事前に必ず健保組合に相談して慎重に示談を行う必要があります。

■業務上または通勤途上で事故にあったら…

労災保険から保険給付が行われ、その場合は健康保険の給付は行われないことになっています。

「第三者行為の傷病届」の提出が必要なケース

- ・第三者（相手側）と接触または衝突等の交通事故で負傷した時
- ・他人の飼っている動物等に咬まれて負傷した時
- ・同乗していたときに交通事故に遭い負傷した時
- ・スキーやスノーボードをしている時、第三者と衝突して負傷した時
- ・殴打等の暴力行為により負傷した時
- ・飲食店等で食中毒に遭い医療機関へ受診した時

電話健康相談「マツダヘルシーダイヤル」

相談方法はこんなに簡単！

- ☎0120-082-772 にダイヤルしてください。
年中無休・24時間受付、電話料も相談料も無料です。
- 団体名「マツダ健康保険組合」をお伝えください。
お名前は匿名で結構です。
- お気軽にご相談内容をお話ください。
ベテランの保健師・助産師・カウンセラーなど専門スタッフが、懇切にお答えします。

携帯電話からも、通話無料で利用できます。
番号をご登録ください。
いざという時、役立ちますよ!!

Web相談

マツダ健保組合ホームページから
Web相談も利用いただけます！

「電話健康相談」▶「健康・こころのオンライン」▶「Web相談」